

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

2021 年 7 月 1 日

岩崎通信機株式会社

岩通ネットワークソリューション株式会社

2021年7月1日

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 西戸 徹

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩通ネットワークソリューション株式会社
代表取締役社長 小野口 匡史

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)
(承継会社/会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

岩崎通信機株式会社(以下「分割会社」といいます。)と岩通ネットワークソリューション株式会社(2021年7月1日付で岩通ビジネスサービス株式会社から商号変更。以下「承継会社」といいます。)は2021年5月14日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、分割会社が首都圏エリアにおける中小オフィス向けビジネスホン販売事業及びその附帯事業に関する権利義務の一部を承継会社へ承継させる旨の吸収分割(以下本件分割といいます。)を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号、並びに会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第2項に定める略式分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第784条の2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過について
本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法 第 785 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過について
本件分割は、会社法 第 784 条 第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。
- (3) 会社法 第 787 条 (新株予約権買取請求手続) の規定による手続の経過について
分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法 第 789 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)
分割会社は 2021 年 5 月 31 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法 第 789 条 第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項 第 2 号の規定に基づき所定の期間内に異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法 第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法 第 796 条の 2 (株主による吸収分割の差止請求) の規定による手続の経過について
本件分割は、会社法 第 796 条 第 2 項に規定する略式分割であるため、該当事項はありません。
- (2) 会社法 第 797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過について
本件分割は、会社法 第 796 条 第 2 項に規定する略式分割であるため、該当事項はありません。
- (3) 会社法 第 799 条 (債権者の異議) の規定による手続の経過について
承継会社は 2021 年 5 月 31 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法 第 799 条 第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項 第 2 号の規定に基づき所定の期間内に異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が首都圏エリアにおける中小オフィス向けビジネスホン販売事業及びその附帯事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 会社法 第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 7 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上